

令和 8 年度 高圧電力供給仕様書

1 概要

- (1) 仕様書番号 財物第7号
- (2) 件 名 高圧電力供給(単価契約)
- (3) 需要場所 表 1のとおり
- (4) 業種(用途) 事務室等

2 仕様

- (1)電気方式、周波数、電圧、受電方式等電気方式 表 1のとおり
 - ① 周波数 表 1のとおり
 - ② 計量電圧 表 1のとおり
 - ③ 受電方式 表 1のとおり
 - ④ 常用発電設備 表 1のとおり
- (2) 契約電力及び予定使用電力量
 - ① 予定契約電力 表 2のとおり
 - ② 予定使用電力量 表 2のとおり

3 供給期間

令和 8 年 7 月 1 日 0 時 0 0 分から
令和 9 年 6 月 3 0 日 2 4 時 0 0 分まで (1 年)
(地方自治法 2 3 4 条の 3 に基づく長期継続契約)

4 供給電力

供給先各官署に供給する電気のうち、「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気の割合が100%を満たすこと。その環境価値については、市に移転したこととし、いかなる第三者へ移転しないこと。

また、再生可能エネルギー発電施設で発電された電気及び当該電気に由来する環境価値を供給すること。

5 供給地点

需要場所の構内引込第 1 柱に施設した区分開閉器の電源側接続点

6 保安責任分界点

供給地点に同じ

7 電気工作物の財産分界点
供給地点に同じ

8 計量場所
需要場所の既存の計量器設置場所、又は双方協議のうえ、決定するものとする。

9 検針日、計量、力率等

- (1) 検針日 原則として毎月1日とする。1日に検針を行うことができない場合は、翌日以降に行うものとする。なお、協議の上、検針日を変更することはできるものとする。
- (2) 計量 計量器に記録された値によるものとする。
- (3) 力率 その月の毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は100%とする。）とする。単位は%とし、小数点以下第1位を四捨五入とする。
- (4) 検針結果 検針後、その結果（最大需要電力、契約電力、使用電力量、力率、単価、料金等）を速やかに所管課に通知すること。

10 電気料金の算定期間

電気料金の算定期間は毎月1日から当該月の末日までの期間とする。

11 料金制度

料金制度は、基本料金と電力量料金に基づく二部料金制とする。

12 力率割引等

力率割引及び割増しは、当該地域を所轄する旧一般電気事業者の供給条件等の規定による。

13 電気の安定供給

電気の安定供給を図ること。

14 電気料金の算定等

- (1) 電気料金は、各月毎の契約電力及び使用電力量等により算定するものとする。
- (2) 電気料金は、次の①から⑤に掲げる料金を合算した額とする。

① 基本料金

契約電力及び基本料金単価を用いて以下の算式により算出する。

・基本料金＝契約電力×基本料金単価

② 力率割引・割増

力率（100％）を用いて以下の算式により算出する。

・基本料金×（185－力率）/100－基本料金

③ 電力量料金

使用電力量及び電力量料金単価を用いて以下の算式により算出する。

・電力量料金＝使用電力量×電力量料金単価

④ 燃料費調整額

燃料費調整額は、当該地域を所轄する旧一般電気事業者の供給条件等の規定による。

⑤ 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー発電促進賦課金は経済産業省が定める特定規模需要電気供給条件による。

※なお、見積金額の算定にあたっては、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないこと。

(3) 電気料金の算定に係る端数調整は次のとおりとする。

① 契約電力の単位は1kWとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

② 使用電力量の単位は1kWhとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

③ 電気料金は、基本料金単価、使用電力量単価を小数点以下第2位まで使用する。合計は基本料金額、電力量料金額毎に算出し、小数点以下を切り捨てる。

15 電気料金の請求及び支払

(1) 料金の請求は、基本施設ごととし、請求の際には、紙による請求書のほかに、内訳（最大需要電力、契約電力、使用電力量、力率、単価、料金等）が分かるようにすること。

(2) 落札者は、「14 電気料金の算定等」により算出した当該月分の電気料金を速やかに海津市に請求し、請求書を受領した日から起算して30日以内に支払うものとする。

(3) 支払方法は、落札者の指定する金融機関の口座に振り込むものとし、それに伴う振込手数料は、海津市で負担するものとする。

16 入札書記載金額及び契約

- (1) 本契約は、基本料金単価と電力量料金単価の単価契約とする。なお、電力料金単価については、夏季（7月1日から9月30日）及びその他季（夏季以外）の2種類の単価による契約とする。
- (2) 入札書記載金額は、各単価と電気使用料積算表（様式第1号）を基に算出した1年間の合計額（税抜）とし、入札書と共に電気使用量積算表 様式第1号 を提出すること。なお、端数処理等については、14 電気料金の算定等を準用すること。
- (3) 電気使用料積算表 様式第1号 に示す単価は税抜単価であるが、契約時に使用する税込単価は小数点第3位以下を切り捨てる。
- (4) 落札者は本市と協議を行い、契約書を速やかに作成しなければならない。契約書に定める契約金額は、入札書に記載した金額の根拠となった各種単価とする。

17 その他特記事項

- (1) 契約期間中における期間内の実績使用量が予定使用電力量に達しない場合でも料金の精算は行わない。
- (2) 実際の取引においては、各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とし、電力使用量は、気象条件や社会情勢によって増減する可能性がある。
- (3) 非化石証書等による環境価値の移転が確認できる資料については、証書の発行期間から発行された場合、速やかに提出すること。
- (4) 供給業者
 - ① 現在の供給業者：株式会社 エネファント
 - ② 新電力への切り替え履歴：有
- (5) この仕様書に定めのない事項については、双方協議のうえ、決定するものとする。